

いじめ等認知時の対応フローチャート

ここにいう、「問題行動等」とは、法令・校則に違反する行為の他、「いじめの疑い」を含むものをいう。「いじめ」については疑いの段階から「いじめ」として捉え、生徒及び保護者から申出のあったものについては、組織的な対応を行うこととする。

問題行動の発生

～基本報告経路～

- ① 認知した職員
- ② 生徒指導主任
- ③ 主幹教諭
- ④ 副校長、教頭
- ⑤ 校長

※ 原則、事実確認の役割分担は、生徒指導主任が行う。

主幹教諭は、生徒指導主任を指導助言する。

※ 左記の報告経路を優先し、クラス担任等の必要と認める教職員には順次連絡を行うこと。

関係生徒からの事実の確認（5W1H）

事実の概要が判明次第、以下を参考に審議する委員会を判断する。

いつ、誰が、どこで、何を、どうしたのか、何故したのかを聴き取る

- 校則違反事案
- 法令違反事案
- その他指導事案
など

- 生徒間のトラブル
- 無視をされた
- からかわれた
- いじめの疑い など

生徒指導委員会

(注1)

学校いじめ対策委員会

- 生徒指導措置の審議
- 該当生徒への指導方針の立案
- 「いじめ」の疑いが認められた時には、(注1)いじめ対策委員会への移行もある。

- いじめか否かの判断
- 情報収集(アンケート等)
- 被害生徒・保護者への支援計画の立案
- 加害生徒への指導計画の立案
- 加害保護者への助言

※ 「いじめ」が認められた時に、一律に指導措置の内容を決定するのではなく、それぞれの事案に応じた指導措置を検討するものとする。

※ 委員会が開かれた際には確実に議事録を作成し、対応の流れを記録する。